

令和5年度「養殖事業性・適正生産管理ガイドライン(内水面養殖業)の策定」
の調査委託業務 公募要領

水 漁 機 構 第506号
令和5年10月16日
特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構

漁業改革推進集中プロジェクト運営事業の令和5年度「養殖事業性・適正生産管理ガイドライン(内水面養殖業)の策定」の調査委託業務（以下、「委託業務」という。）を実施する補助事業者（委託先）を公募する。

記

1. 事業目的

令和5年度マーケット・イン型養殖業等実証事業の実施に際して、応募書類である養殖業改善計画の作成や書類審査の基礎としている「養殖業事業性評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）について、水産庁は、魚類養殖業をはじめ貝類養殖業、藻類養殖業、その他養殖業及び陸上養殖業に関して作成し公表してきた。

本業務においては、これまでの分類に該当しない「内水面養殖業」を対象とするガイドラインを策定することとし、これに必要な調査等を行うこととする。

2. 公募業務の内容

別紙「令和5年度「養殖事業性・適正生産管理ガイドライン(内水面養殖業)の策定」の調査委託業務発注仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

3. 参加資格要件

水産経済、養殖業の事業性評価及び養殖生産現場に係る調査に精通し、本事業の実施内容を十分に理解した上で調査等の業務計画を立案し、本委託業務を的確に実施する能力を有する法人とし、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令和5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有していること。
- (2) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 本委託業務に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- (4) なお、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下、「グループ」という。）の中から本公募に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本公募に係る連絡調整等を当機構との間で行うものとする。その際、グル

- ープを構成する全ての者が参加資格要件に適合している必要があるものとする。また、共同で公募を行う際には、企画提案書提出時に企画競争共同提案体協定書を添付すること。
- (5) 日本国内に所在し、本委託業務の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
 - (6) 本委託業務により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
 - (7) 暴力団排除に係る誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められないこと。

4. 選考について

- (1) 委託業務発注仕様書に基づく業務に関する企画提案書及び見積書（内訳書を含む。）による企画競争型入札とする。
- (2) 企画提案書のプレゼンテーションは行わないものとする。
- (3) 企画提案に関する費用は提案者の負担とする。
- (4) 審査内容等に係る一切の基準は公表しない。

5. 委託費上限額

金額10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

なお、提案のあった金額については、委託業務の内容や積算の精査により減額する場合がありますので留意すること。

6. 公募期間

令和5年10月23日（月）～11月10日（金）

7. 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限：令和5年11月10日（金）午後5時必着
- (2) 提出先及び問い合わせ先（窓口）

〒101-0047 千代田区内神田二丁目2-1 鎌倉河岸ビル5階
特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
事業部 もうかる漁業沿岸班
TEL：03-6866-7111
Mail address: engan@fpo.jf-net.ne.jp

(3) 提出書類

- ①企画提案（自由形式）
- ②見積書・内訳書（自由形式）
- ③提出者の概要がわかる資料
（担当者の直近3年間の類似業務等実績及び経歴等を含む）
- ④契約に係る指名停止等に関する申立書（自由形式）（参考1）
 - ・当機構が執行する補助事業に係る委託等に初めて参画する場合は、定款等を徴求する

場合があるので留意すること。

- ・企画提案書の提出は、郵送、宅配便、電子メール又は提出場所窓口での受付とし、ファクシミリによる提出は受け付けない。郵送による送付の場合は、書留郵便等、配達記録が残る方法で送付すること。

- (4) 提出者の組織・業務、企画提案内容、見積内容等について、必要に応じて聞き取るものとする。
- (5) 委託業務に関する基礎資料の提供は原則行わない。事業内容等については、当機構のホームページ内にある本業務の関係資料が掲載されているので参考にすること。

8. 採用決定

- 1週間以内に採用又は不採用を書面にて通知するものとする。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴機構の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職者名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他全各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、応募書類の提出を持って誓約いたします。

(参考1)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長 内田 珠一 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注) 以下にしたがって作成してください。

- 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。)をいう。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。